

令和 4 年 3 月 3 1 日
国 土 交 通 省
不動産・建設経済局建設業課

建設業法施行規則及び公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部を改正する
省令案及び建設業法施行規則別記様式第 15 号及び第 16 号の国土交通大臣の定める勘定科
目の分類の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和 4 月 2 月 8 日（火）から令和 4 年 3 月 9 日（水）まで、建設業法
施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則
（昭和 27 年建設省令第 23 号）及び建設業法施行規則別記様式第 15 号及び第 16 号の国土
交通大臣の定める勘定科目の分類（昭和 57 年建設省告示第 1660 号）の改正に関する意見
の募集を行いましたところ、計 2 件のご意見をいただきました。寄せられたご意見の概要
及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
○ 今般の改正にかかる収益認識に関する会計基準への対応については、『国税庁 HP「収益認識に関する会計基準」への対応について』において「中小企業の会計処理については、従来どおり企業会計原則等による会計処理が認められることとされていますので、今般の通達改正により従来の取扱いが変更されるものではありません。」とあることから、そもそも中小企業は、今般の改正案の様式十七号の二「注記表」についての強制適用はないと考えられる。 よって、中小企業は「2（4）収益及び費用の計上基準」においても、従来通りの取扱いで良いと考えられるが、記載要領 6. 注 2（4）「なお」以降の改正内容はこの点についての記載がない。 建設業を営む者のほとんどが中小企業である実態を踏まえ、上記国税庁 HP のような表記をするなど中小企業者にとって分かりやすい記載としていただきたい。 ○ 会社計算規則の改正にあたって、法務省は「有価証券報告書に加え、会社法上の計算書類においても当該事項の注記を求められることによる実務上の負担等も考慮し、本省令案においては、各株式会社の実情に応じて必要な限度での開示を可能とするため、上記の収益認識に関する注記の内容は、収益認識会計基準における定めとは異なり、概括的に定めることとしている。したがって、収益認識会計基準において具体的に規定された事項であったとしても、各株式会社の実情を踏まえ、計算書類においては当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合には、計算書類において当該事項について注記しないことも許容され则认为られる。」との考え方を示していたが、今回の様式第 17 号の 2「注記表」の改正においても同様の扱いが可能か。	○ 改正様式第 17 号の 2 注 2（4）では、記載要領注 2（4）なお書きの通り、「会社が顧客との工事契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するとき」に①から③までに掲げる事項の記載を求めているものであり、収益認識会計基準を適用しない建設企業にあっては従来からの取扱いから変更はございません。 ○ 収益認識会計基準第 80-10 項から第 80-24 項に掲げられる具体的な注記事項は、最低限の注記のチェックリストとして用いられることを意図して規定されているわけではなく、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる場合は、注記しないことができるとされております（基準第 80-5 項ただし書、第 167 項）。会社計算規則は、この収益認識会計基準第 80-5 項ただし書及び第 167 項の規定や、会社の実務上の負担等を考慮し、収益認識会計基準にあるような具体的な注記事項は規定せず、概括的な規定振りにとどめたものと承知しており、国交省としても同様の考えの下、新様式第 17 号の 2 は会社計算規則の規定と同様の規定振りとしています。収益認識会計基準の適用を踏まえて改正を行った新様式第 17 号の 2 記載要領注 2 及び注 17-2 には、「重要性

	の乏しいものは除く」としていますが、これは収益認識基準第 80-5 項ただし書の「開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については、記載しないことができる」を踏まえた規定であって、各建設業者の実態に応じて当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合は、当該事項について注記しないことも許容されと考えられます。
--	--

※ 掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。